

8 - 1 酒税関係総括表

酒税関係総括表

区 分	課税数量	税 額	製成数量	販売(消費)数量	製造場数	販売場数
	kl	百万円	kl	kl	場	場
平成8年度	527,271	109,188	536,429	604,693	392	13,467
9	464,529	93,656	449,607	588,474	392	13,832
10	447,892	81,010	459,728	588,122	388	13,962
11	407,254	70,342	364,505	584,216	387	13,949
12	374,058	63,605	323,233	574,975	379	13,796
清 酒	50,974	6,272	41,322	68,562	317	-
清 酒	×	×	×	2,999	-	-
清酒類	3,027	754	×	7,460	1	-
清酒類	829	158	×	33,602	3	-
計	3,856	912	3,282	41,069	4	-
み 酒	4,198	90	7,870	7,947	8	-
み 酒	194,832	43,253	189,051	312,361	18	-
果実酒類	7,044	386	×	9,772	14	-
果実酒類	1,046	109	×	1,568	2	-
計	8,090	494	6,969	11,336	16	-
ウイスキー類	2,575	993	×	5,434	-	-
ウイスキー類	912	365	×	1,806	-	-
計	3,488	1,358	×	7,241	-	-
スピリッツ類	×	×	×	1,039	3	-
リキュール類	10,235	892	5,298	20,973	10	-
雑 酒	96,410	10,126	68,542	100,974	1	-
雑 酒	-	-	-	-	-	-
雑 酒	31	1	34	474	2	-
計	96,442	10,127	68,575	101,455	3	-
合 計	374,058	63,605	323,233	574,975	379	13,796

調査期間 課税数量、税額、製成数量及び販売(消費)数量は、平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間である。

調査時点 製造場数及び販売場数は、平成13年3月31日現在である。

用語の説明

- 1 課税数量とは、税額決定の基礎となるべき酒類の数量をいう。
- 2 製成数量とは、酒類の生産数量をいう。
- 3 販売(消費)数量とは、酒類小売業者の販売数量のほか、酒類製造者及び酒類卸売業者の消費者への直売数量を含めた数量をいう。
- 4 「製造場数」欄は、複数の酒類を製造している場合は、製造数量が最も多い酒類を掲げた。

関連表

「9-2」の「(1)課税状況」、「9-3」の「(1)酒類製造及び手持数量」、「(3)酒類販売(消費)数量」、「9-4」の「(1)酒類製造免許場数等」、「(3)酒類販売免許